第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　通常の一般更生債権※

１　確定債権

1227件

22,673,544,530円及び額未定

別表８－１（通常の一般更生債権）

※　「通常の一般更生債権」とは、一般更生債権のうち、第２款から第５款までに定める一般更生債権を除く、その余の一般更生債権をいい、別表８－１に記載された一般更生債権をいう。

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる一般更生債権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権の取扱

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる一般更生債権については、各債権者が有する一般更生債権の総額に応じて、次表の区分に従って、「権利変更後の弁済額」欄記載のとおり権利の変更を受け、同額を超える債権部分について免除を受ける。

上記による一般更生債権の免除の効力は、次項による弁済完了時に発生する。

①　500,000円以下の債権者

権利変更後の弁済額　確定債権全額

②　500,001円～1,562,500円の債権者

権利変更後の弁済額　500,000円

③　1,562,500円超の債権者

権利変更後の弁済額　確定債権額の32％相当額

３　弁済方法

管財人は、一般更生債権者に対し、上記第２項による権利変更後の弁済額の全額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、一括して弁済する。

第２款　処分連動更生債権※

１　確定債権

57件

73,051,282,606円及び額未定

別表８－２（処分連動更生債権）

※　「処分連動更生債権」とは、処分連動方式による弁済の対象となっている担保権付債権のうち、確定更生担保権の額を超過する債権の部分であり、別表８－２に記載された一般更生債権をいう。

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる一般更生債権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権の取扱

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる一般更生債権については、①第１節（更生担保権）の第１款から第４款までの定めにより、処分連動方式による担保弁済（処分連動担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合における、当該超過額の「一般更生債権の100％弁済」としての弁済）を実施するとともに、②下記第３項に基づく「前倒し仮弁済」、③後記第４項に基づく「本弁済」を実施する。

第４項に基づく「本弁済」完了時に、既弁済額を超える債権部分について免除を受ける。

３　処分連動更生債権の前倒し仮弁済

⑴　弁済方法

管財人は、処分連動更生債権者に対し、次号による確約書の提出を受けることを条件として、確定更生債権額（更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権を除く）の10％相当額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に一括して弁済する。

⑵　確約書の提出

管財人は、前倒し仮弁済の実施に当たり、前倒し仮弁済を受ける処分連動更生債権者から、「次項に定める処分連動更生債権の本弁済額が前倒し仮弁済の額を下回った場合は、速やかに、次項⑶に定める超過弁済額の返金を行う」旨の確約書の提出を受けるものとする。

４　処分連動更生債権の本弁済

⑴　本弁済の実施時期

管財人は、①処分連動更生債権を被担保債権とする全ての担保目的物（処分連動方式による弁済の対象となっている担保目的物に限る）の処分が完了し、又は、②第１節（更生担保権）の定めに従い、担保目的物の処分期間経過後、みなし実質売却代金額の合意をすることによって、処分連動更生債権の担保不足額が確定したときは、①の場合は、最終の担保目的物にかかる売却代金全額が入金された日（決済日）から３ヶ月以内に、②の場合は、みなし実質売却代金額の合意をした日から１ヶ月以内に、処分連動更生債権者に対し、次号によって算定される額を、処分連動更生債権の本弁済として支払う。

なお、処分連動更生債権の担保不足額の確定の有無は、個別の債権ごとに判定するものとする。

⑵　本弁済額の算定

本弁済額は、下記算式に基づいて算定される額とする。

記

本弁済額＝（確定処分連動更生債権額※１－処分連動方式による更生債権の100％弁済としての担保弁済額※２＋処分連動方式による担保不足部分にかかる更生担保権額※３）×32％

※１　確定一般更生債権額（ただし、処分連動更生債権に限る）。

※２　確定一般更生債権（ただし、処分連動更生債権に限る）のうち、第１節（更生担保権）の定めにより、処分連動方式による担保弁済（処分連動担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合における、当該超過額の「一般更生債権の100％弁済」としての弁済）を受けた額。

※３　処分連動方式による更生担保権の弁済額が確定更生担保権額に不足する場合における、当該不足部分にかかる更生担保権額であり、第１節（更生担保権）の定めにより、一般更生債権と同様の取扱を受ける額。

⑶　前倒し仮弁済額との差引精算

本弁済に先立って第３項に定める前倒し仮弁済を実施していた場合、管財人は、本弁済額と前倒し仮弁済として支払済みの金額を差引精算の上、①本弁済額が前倒し仮弁済の額を超える場合は、処分連動更生債権者に対して当該差額金を追加弁済し、②本弁済額が前倒し仮弁済の額として支払済みの金額を下回る場合は、処分連動更生債権者から超過弁済額の返金を受けるものとする。

第３款　敷金返還請求権

１　確定債権

38件　151,521,923円

別表８－３（敷金返還請求権）

２　権利の変更及び弁済方法

別表８－３記載の債権は、賃貸借契約が終了し賃借人が賃借物件の明渡を完了して敷金返還請求権が具体的に発生する時（更生計画認可決定確定日までに敷金返還請求権が具体的に発生していたときは更生計画認可決定確定日）まで権利の変更及び弁済を留保し、これが具体的に発生したときの金額（賃貸借契約等に基づき敷金等から控除されるべき額及び会社更生法の規定により共益債権として認められる額を控除した後の残額）を確定債権額とみなし、第１款第２項及び第３項の定めを適用する。

ただし、敷金返還請求権が更生計画認可決定確定日の前日までに具体的に発生していなかったときは、弁済時期は当該発生日から１ヶ月後の日とする。